

## 中間到達度検証試験問題

2018年11月14日

松岡 久和

### 【事実】

- 1 某年4月1日、医療機器の販売を手がけるA株式会社は、小規模なベンチャー企業であるが優秀な技術を有していたB株式会社に、本件の介護用ベッド甲の新規開発と年間1000台の製造を依頼し、Bがこれに応じた。
- 2 AとBの契約（以下、「本件契約」という）では、甲の単価を8万円とし、契約期間を5年と設定した。新規開発や製造に必要な費用として、AはBに4000万円を最初の年度末を弁済期日として無償貸与し、納入された製品代金に充当することで清算することとされた。  
本件契約には、Bの代表取締役社長のCが、Bの負うべき債務について個人として連帯して保証する旨が定められ、契約書には、Bの社長としてのCと、個人としてのCが、連署した。
- 3 Aは、病院や介護施設に甲を自社の新規ブランド商品として単価15万円で販売する旨を計画し、同年末までに600台の予約注文を得て、年度末までの納品を約していた。

### （問1）

上記1～3の事実が続いて次の4の事実が生じた場合につき、改正民法が適用されるものとして、小問に答えなさい。

- 4 現在は契約後1年を経過した4月1日である。Bの開発は、他社が先に取得した特許が障害となって失敗し、前年度内に8万円で1000台を製造することができなかった。
  - (1) 解除について本件契約にはとくに定めが置かれていなかった場合、Aは本件契約を解除することができるか（30点）。
  - (2) Aが、Cに対して、貸付金4000万円と逸失利益7億5000万円の合計7億9000万円の支払を求めたとすると、その請求は認められるか（40点）。

### （問2）

上記1～3の事実につき、問1の4に代えて、次の5の事実が生じた場合につき、改正民法が適用されるものとして、下記の問いに答えなさい。

- 5 Bの開発は成功し、その後の3年にわたって、合計3000台の甲がAに納品され、単価15万円で完売していた。ところが、体の不自由な高齢者が命にかかわる大怪我をする事件が発生した。事件の翌週には、AがBに対して甲の改善を申し入れたが、Bは商品の欠陥を否定して申入れを拒絶した。そこで、Aは、1台3万円の費用を使って訴外Dらに依頼し販売した3000台の修補を行うことに決めた。全国での修理作業には非常に時間を要し、現在は、事件後1年半が経過した時点である。

Aは、Bに9000万円の支払を求めることができるか（30点。本問では保証人Cの責任や被害者に対するBの製造物責任法・不法行為責任は問うていない）。